

## 【令和3年度9月補正予算に係る市長提案説明要旨】

(R3.9.6)

まず、令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第7号）についてであります。本案は、令和2年度の決算剰余金の一部等について、公債管理基金及び財政調整基金への積立金として措置するほか、新型コロナウイルス感染症を始めとする社会情勢の変化等に対応するため、令和2年度の決算剰余金、収益事業収入、並びに、財政調整基金からの繰入金等を主な財源といたしまして、所要の措置を講じようとするものであります。

その主なものを申し上げますと、コロナ禍において増加する不登校、及び、その傾向にある児童生徒に対応するため、すべての小中学校における不登校対策支援員の配置や、コロナ禍の影響により失業した方等を、一定の条件で雇用した介護・障害福祉事業者に対して補助することで、安定した雇用の確保を図るとともに、介護施設における利用者等の安全・安心を確保するため、感染拡大防止対策機器の設置や環境整備を支援するなど、新型コロナウイルス感染症への対応策に係る経費等を措置しようとするものであります。

また、地球温暖化対策を推進するため、小・中・特別支援学校や、消防庁舎、総合教育センターの照明器具の一部をLED灯へと転換するとともに、市民の利便性向上を図るため、タブレット端末等を活用した転居や、出生等の行政手続のデジタル化による、スマート窓口支援システムを導入するほか、阪急伊丹駅・JR伊丹駅周辺に設置されている、視覚障がい者用の音声誘導装置の更新、JR伊丹駅西側及び西台の公衆トイレについて、機能性や快適性の向上を図る改修のための構造検討の実施など、所要の経費を措置しようとするものであります。

その結果、第1条、歳入歳出予算につきましては、それぞれ、22億5,298万6,000円を追加し、その総額を877億3,259万1,000円としようとするものであります。

また、第2条の繰越明許費の補正では、特別支援学校管理運営事業ほか、4事業に係る繰越明許費の追加措置を、第3条の債務負担行為の補正では、し尿公共下水道放流施設長期包括的運営委託事業の実施に伴う、債務負担行為の追加措置を、第4条の地方債の補正では、音声誘導装置整備事業ほか、15事業の実施に伴う、地方債の追加、及び、変更の措置を講じようとするものであります。

次に、令和3年度伊丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、令和2年度決算に伴い、決算剰余金を繰り越し、基金繰入金を減額するなかで、過年度保険給付費等交付金、及び、過年度保険者努力支援金、過年度災害等臨時特例補助金、過年度特定健康診査等負担金の精算返還金について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和3年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、令和2年度決算に伴い、決算剰余金を繰り越し、兵庫県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金について、所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和3年度伊丹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、令和2年度決算に伴い、決算剰余金の繰り越し、並びに、介護サービス等諸費等に係る国庫負担金等の精算返還金、及び、介護給付費等準備基金への積立金に係る経費について所要の措置を講じようとするものであります。

次に、令和3年度伊丹市病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、兵庫県による、新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業補助金等により、移動型デジタルX線撮影装置等を整備し、医療提供体制の強化を図るための所要の措置を講じるものであります。